

律令制収取の特質とその歴史的前提

―諸国の産物からの考察―

榎木謙周

はじめに

律令制下の収取の特質やその歴史的前提については、財政史的地見地からふれられることが多いが、当時の産業構造のなかに位置づける必要がある。ただ、その場合、文献史料では、中央との関係で表される側面からの考察が中心となるので、在地の産業構造のすべてを反映しないという問題がある。しかし、そのことに留意しつつも、収取のあり方全体を視野に入れてその構造的的特質を説明することから、少しでも前記の課題に迫るための手がかりを得たい。

そのためにまず、延喜式に至るまでの諸史料にみえる諸国の産物を分析して問題点を抽出する。主たる分析対象を、調庸などの形で中央へ貢納される物品の中心をなす繊維製品と海産物に置くが、それらと所出の国（ないし郡）との関係について注意を払う。その際、特に特徴的に表れる物品と「産地」との結びつきについては、自然発生的ではなく、歴史的な収取関係によって創り出される側面を重視したい。その上で、それがどのような収取の構造的的特質に根ざすものであるか、その歴史的前提にまで遡り、これまで出されてきた見解に留意してい

くつかの論点を整理して提示する。ついで、調庸等の品目が変更される記事について分析を加え、その意義を考察して、上記の論点とあわせて律令制下の産業政策・産業構造を考える手だてとしたい。

一 収取物品と所出国

(一) 繊維製品

繊維製品は先に述べたように、調庸等の収取品目の中心をなしており、ここではその所出国の特徴について考察を加える。その際、正倉院文書で国別の価格がわかる例が多いので、それを中心に分析し、あわせて他の文献史料も参照することによって、価格に表れない特徴的な性格についても考えてみたい。価格に注目するのは、その物品が中央でどのように評価されていたか、その一端を知ることができ、ひいては収取構造のなかでその物品がもつ位置づけを考えるための一素材としうるからである。

以下、データを提示するにあたって、単価記載（布は端、緇・絹^③は疋、綿は屯あたりの価格）があるものはそれを用い、総額記載し

かないものは、計算によって出した単価を○内に記す。価格を比較する場合は、貨幣価値・物価の変動を勘案して、同時期性に配慮したい。

(1) 布と緇・絹

○布

延喜主計式(上)に調として布を挙げる国は、伊賀・遠江⁽⁵⁾・相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸・飛驒(浮浪人のみ)・信濃・上野・下野・陸奥・出羽・越中(浮浪人のみ)・越後・佐渡・播磨・筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向・大隅・薩摩、庸として布を出す国は、遠江⁽⁶⁾・駿河・伊豆・甲斐・相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸・飛驒・信濃・上野・下野・陸奥・出羽・越後・佐渡・隠岐・筑前・肥後・豊後・日向・大隅である。調と庸とで若干の出入りがあるが、西国は西海道を除くとごく限られており、東国に集中することは以前からよく知られている。

さらに東国の特徴として指摘できるのは、布の種類豊富である。

「自余」として規定される一般的な調の布のほか、特に輸納する数量が記されている特別の布として、上総では九種類、安房・上野で四種類、武蔵・下総・下野で三種類が指定されている。これをみればわかるように、上総国の調布の種類がとびぬけて豊富である。これは上総産の布価格にも反映している。以下、年次を追ってみたい。

まず、天平宝字二年(七五八)の資料として、上総細布のデータが注目される。

・天平宝字二年一〇月「東大寺写経所間銭下帳」(「大日本古文書」(編年)一四卷二〇二頁。以下、同書は巻数・頁数のみ記す)

上総細布…三端一〇八〇文(一端二二五〇文)⁽⁸⁾

これに対して、同時期の一般の布については次の資料がある。

・同年九月「坤宮官布施充当文」(一四一五四)

布…二六〇文⁽⁹⁾

・同年九月一〇月「後金剛般若経料銭下充帳」(二四一三・一一)

布…二七〇文(九月)

布…二端二五〇〇文(一端二二五〇文)(二〇月)

これらと比較すると、上総細布の高価なことが際だっている。

次に、天平宝字四・五年の資料をみてみよう。

・(天平宝字四年)「造金堂所解案」(二五—三二七)⁽¹⁰⁾

望陀(調布)…四〇〇文

常陸(調布)…三一〇文

相模(調) 贄(布)…二七〇文

陸奥(調布)…二七〇文

これらを同時期の国名を付さない布と比較してみると、

・同上文書(一六一三〇〇)

調布…二四〇文

・同年四月「写経所解案」(一四—三三八)

布…四端一〇〇〇文(一端二二五〇文)

これらによれば、前記の産地を記す調布の方が、一般的な調布よりも高価である。但し、それらが売価であることを考慮すべきであるが、

そのなかにあつて、規格の差を勘案しても、上総国望陀郡産の望陀布の価格は比較的高い⁽¹¹⁾。

また、天平宝字五年の写経所の文書と推定されているものには、

・(天平宝字五年)「写経所解案」(二五―一三四・一三五)⁽¹²⁾

細布…三六〇文

調布…二八〇文

とあり、調布に比して細布の高価な点が顕著である。この細布は国名を記さないが、管見の限りでは、九世紀までの国名がわかる史料で細布の産地としてみえるのは上総・安房であるので、それらの国のものと推定される。

天平宝字六年の資料では、

・同年一二月・閏一二月「奉写二部大般若経錢用帳」(一六一九三・

九四)

調布…四五〇文

細布…五五〇文(五六〇文?)⁽¹³⁾

とあり、やはり細布の価格の高さが目立つ。

以上みてきた資料が一般的な動向を反映しているかどうか不安が残るが、その価格によつてみる限りでは、同じ東国の布でも、上総国(及び安房国)の細布や望陀布の評価が高かったことがわかる。これは先に述べたように、主計式で出す布の種類の多さとも関係し、当地が上質の布を出す産地としてあつたことを示しているよう。

なお、布目順郎によれば、布で織り目の細密なのは、調細布、調賢布、中位なのは調布・調庸布・庸布、粗なのは交易布・商布であり、

国別では、細密なのは上総・安房(但し上総のものには比較的粗いものがある)、中位なのは下総・常陸・信濃・相模・上野・下野・佐渡・駿河(但し常陸・上野・信濃のものにはきわめて粗いものもある)、粗なのは伊豆・武蔵であるという⁽¹⁴⁾。細密なものが価格に反映していると言える。

○純・絹

まず、延喜主計式(上)で調として純を出す国は、駿河・伊豆・甲斐・相模・武蔵・上総・下総・常陸・上野・下野、絹を出す国は、伊賀・伊勢・尾張・參河・遠江・近江・美濃・若狭・越前・加賀・能登・越後・丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・播磨・美作・備前・備中・備後・安芸・紀伊・阿波・讃岐・伊予・土佐・筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後である。

純は東国、絹は西国に多い。このことと関連して、『続日本紀』和銅六年(七一三)五月癸酉条・同七年正月甲申条で、相模・常陸・上野・武蔵・下野等の東国の五箇国が調の純を布と並んで出すようになったことが注目される。これによれば、これらの諸国は養蚕の後進的な国と言え、政府はそこに伝統的な布輸納を認めつつも、純を出すことを推奨していることが読み取れる(後述二、②・③参照)。栄原永遠男が指摘するように、奈良時代には純を出していた国でも、延喜式では絹に移行している国がある一方で、東国では上記のように延喜式段階でも純を出しており、それは糸質(籠糸)と関係していると考えられる⁽¹⁵⁾。

布目順郎によれば、絹織維の断面完全度・断面積は、畿内から遠く離れた、常陸・上野・伊予・土佐・甲斐・伊豆などは、伊豆を除いても小さいのに対して、近江・紀伊・播磨・丹後・阿波・讃岐など畿内に近い国々の値は丹後を除けば比較的大きい。これは、近国においては遠国よりも蚕品種ならびに栽桑・育蚕技術が進歩していることによると考えられるとい¹⁶⁾。

次に、先の布の例にならって奈良時代の価格資料を分析してみたい。まず、一般の純に先だつて、高級品と考えられる白純についてみると、正倉院文書で産地を記すものとしては、次のように参河のものが知られる。¹⁷⁾

・天平宝字二年九月「坤宮官布施充当文」(二四一五四)

参河白純・七五〇文¹⁸⁾

・(天平宝字四年)「造金堂所解案」(二五―三〇九)

三川白純・七三〇文・七五〇文・八〇〇文

これらは売価であるが、後にみる一般の純がほぼ六〇〇文台であるのと比べると高価である。このような白純は、延喜内蔵式の諸国年料供進物に、

純八百五十疋

調二百疋(白一百疋、参河国所^レ進、色一百疋、近江国所^レ進)

とあって、参河国のものが特に挙げられて供御物とされており、特別視されていたことがわかる。

一般の純・絹の史料で、産地名を記すものとして、天平宝字二年の資料としては、

・天平宝字二年一〇月「東大寺写経所間銭下帳」(二四―二〇一)

近江純・六五〇文¹⁹⁾

・(同年)「布施可給経師等注文」(二四―一八五)

美濃純・六〇〇文

などがある。

天平宝字四・五年の資料としては、

・(天平宝字四年)「造金堂所解案」(二五―三〇九、三二〇)

安芸純・六六〇文

讃岐純・六六〇文

丹波純・六八〇文・七〇〇文

但馬純・六六九文・六七〇文

因幡純・六一四文・六一五文

遠江純・六四六文

越前純・六三五文

備中純・六三〇文

下野純・六二〇文

美濃純・六五五文

常陸純・六三〇文

備中長絹・八〇〇文

・(天平宝字五年)「写経所解案」(二五―一三四)

東純・七六〇文

があり、これらは売価である。

宝亀期の資料では、

・宝亀三年（七七二）一月「上馬養買純注文」（二〇一三三四・三三五）

東純・九五〇文・九七〇文・一〇〇〇文（平均九六七文）

があり、産地名を記さないものとして、

・宝亀三年八月「奉写一切経所解案」（六一三七九）

純・八〇〇文・九〇〇文（平均八六七文）

がある。

上記のデータをみれば、東純が高価なことが知られる。先に述べたように、純の輸納については東国は後発的であり、延喜式でも鹿糸を織つて、絹ではなく純を出すのであるが、このデータによる限りでは、他国のものや国名を記さないものよりも高価である。

東純は、『続日本紀』天平一四年（七四二）正月癸丑条・宝亀一〇年五月丙寅条では臣下に対して、『日本三代実録』貞観元年（八五九）六月二三日条では渤海大使に対して賜っている。延喜式では、大蔵式に蕃客来朝時の交関の価物として調綿や銭とともにみえ、主税式（下）には、正税帳書式の年料交易雑物の項に挙げられており、東西市式によれば西市の「絹麩」とは別に東市に「東純麩」があった。これらのことから考えれば、東純は絹に対しても独自の価値を有しており、広く流通していた東国の産物として有名であったようである。

絹については、産地を示す価格資料が管見の限りでは備中長絹しかなかったが、他の純よりも高価である。これは絹と純の差によるか、規格によるか明らかでない。²⁰⁾ 因に備中純は一般的な価格レベルである。

上記のデータによれば、美濃の純の価格は、他と比較して高価とは言えないが、賦役令の規定にみえる「美濃純」は一般の純よりも一丁の輸納量が少ないので、上記史料に記されたものとは別に高級品が存在した可能性がある。また、美濃純には、狭純とは区別される広純があったことが知られている。「美濃狭純」は養老三年（七一九）五月二三日に一匹の長さが六丈、広さが一尺九寸とされ、他の純と同一規格になったが（『続日本紀』）、これとは別に延喜主計式の国別規定には美濃国の調に「広純」があり、規格の規定では「広絹」が長さ四丈五尺六寸、広さ二尺五寸とみえる。早川庄八によれば、大宝令の施行された頃、またはそれ以前に広さ二尺五寸の絹・純が存在し、その後これと別の幅員の小さな絹・純が採用され、その幅は前記のように養老三年に一尺九寸と確定し、天平元年（七二九）三月二三日にはその幅の狭純に統一されたが（『続日本紀』）、美濃の広純（絹）のみは後世に至るまで古い規格のままに存続した。その起源は、次に記す『常陸国風土記』にみえるように、古くは長幡部の当国への移住とともに始められたのかもしれないとする。因に長幡部は帰化系の集団であり、その一部は倭漢氏に從属し、以外はその土地土地において別々の伴造氏族に從属したと推定している。²¹⁾

早川の言う『常陸国風土記』久慈郡の伝承は、次のとおりである。

郡東七里、太田郷、長幡部之社、古老曰、珠壳美万命、自天降時、為織御服、從而降之神、名綺日女命、本自筑紫国日向二折之峰、至三野国引津根之丘、後及美麻貴天皇之世、長幡部遠祖多弓命、避自三野、遷于久慈、造立機殿、初織之、

其所織服、自成衣裳、更無裁縫、謂之内幡、或曰、当織絶時、輒為人見、閉屋扇、闇内而織、因名烏織、丁兵丙刃、不得裁斷、今每年、別為神調、獻納之、

これによれば、本来この織物の起源は降臨した神による「御服」の織成という形で語られ、美濃から常陸に伝わったのち、在地の神の神調として献納されることになったという。実際に美濃絶は、外交上の贈答品のほか、天皇御服料として用いられたことが知られており、上記の伝承が歴史的事実を反映している部分があるとすれば、このような御服としての用途をもっていた絶の技術が遠く東国に伝えられたことになる。そして、布が優勢な東国にあって、他から伝播してきた技術に基づく絹（絶）織物が、在地の「神調」と結びつけて語られていることにも注意しておきたい。

以上、布と絶（絹）について、産地名を記すものを中心に考察を加えてきたが、価格の上で、布では上総の望陀布や細布、絶では参河白絶や東絶が他に比して高価であることが知られた。また、参河白絶・美濃絶については、供御などの特殊な消費形態を伴う点に特徴がみられた。これらは、いずれも東日本の繊維製品に対する中央の関心が反映していると思われる。その場合、布はその伝統的な生産地として、絶では新興の生産地として重視されていたようである。そしていずれにおいても技術の伝播が想定でき、後者については、『常陸国風土記』で、美濃絶・長幡部絶が他からの移住者によって伝えられた優秀な技術によって成り立っていたことが語られていることに反映されている

とみられる。布の伝播については後述するが、絶よりは相対的に古い段階が想定できる。

賦役令の調の繊維製品のなかに、望陀布・美濃絶という産地名を冠するものが特に掲げられている意味について、大津透は、国造が中央に貢上していたツキの伝統を受け継ぐことから説明した。⁽²⁴⁾ 宮原武夫はそれをさらに発展させ、これらの品質のよさを指摘することも、両者が同時に揃って使用されるのは、大嘗祭の祭具と唐皇帝への贈り物であることに注目し、前者は美濃国造や馬来田国造の御調貢進を前提として成立したとする。また、望陀布を生み出した地域が新しい文化や技術の伝わる房総の先進地帯であることにも注意している。⁽²⁵⁾

一方、上総国から分離した安房国も調として出す布の種類が比較的豊富である。佐藤信は、南海道の阿波の忌部（齋部）を東国の総国に移して麻・穀を植えたことなどを記す『古語拾遺』の伝承に注目して、上質な麻布の貢進を通じての総国・安房と中央との深い結びつきを指摘し、細布と鰯（後述）の重層的な貢進に、古代安房国に課せられた国家的位置づけがみられるという。⁽²⁶⁾ また、亀谷弘明によれば、安房の氏族に麻績氏の同族である若麻績部や神麻部がみえ、布生産は律令制以前に遡り、安房神社への神衣の奉納も行われていたという。そして『古語拾遺』の伝承は単なる作り話ではなく、安房国の調布貢進や安房神社の祭祀の歴史的前提が記されているものとし、伊勢が大和から神衣を製作する高度な技術が麻績氏の技術者とともに伝わったと推定する。⁽²⁷⁾ これらの説に対して、安房国（上総国）が細布を中央に貢進するようになったのは『続日本紀』和銅七年二月庚寅条に記す措置

によるもので、これ以後とする考え方が⁽²⁸⁾あるが、当条は上総国からの申請によって負担を軽くするために細布の輸納を認めたものであり、細布の生産自体はこれ以前から行われており、従来からの産物を活かしたものと考えられる（後述二、④参照）。

これまでふれてきた先行研究を参照すれば、律令制的貢納制の前提として国造制と部民制の両方が考えられるが、遠隔地への技術伝播に関しては伴造―部制が果たした役割を考慮する必要がある。例えば、美濃絁と長幡部絁について言えば、長幡部連が美濃本巢国造と同祖關係を有すること（『古事記』開化天皇段）を重視すれば、国造領内の産業が伴造―部關係を媒介として他地域に伝播するあり方を想定できるかもしれない。安房国と布との關係については古く遡るかどうか意見が分かれるが、もし忌部ないしは若麻績部、神麻績部などが關係しているとするれば、これも伴造―部關係を介して技術伝播が行われたと考えることができる。そしてその伝播にあたって、繊維製品が神祭に用いられるという宗教的性格が介在している場合があることも注意しておきたい。

(2) 綿

綿については、大宰府管内、石見、越中に特徴がみられる。周知のように、大宰府管内諸国から出された綿は大宰府で使用されるほか、一括して京進された。また、延喜式などで産地を付して呼ばれる綿には石見綿があるが、石見国は主計式によれば調・庸の全部が綿で規定されていることが注目される。

越中は、唯一白牒（帖）綿、白細屯綿の輸納が規定されている点で特色として指摘できる。⁽²⁹⁾ 実際に白牒綿など、越中から出された綿に付けられたとみられる紙箋が正倉院宝物中にみられ、⁽³⁰⁾ 延喜式制が少なくとも八世紀半ばまで遡れることが確かめられる。平城宮跡出土木簡にも「越白綿」二〇〇屯の記載があるものがある（『平城宮木簡』二―二六六四号）。なお、主計式によれば、越中の調庸で綿のほかに挙げられているのは韓櫃のみであるが、これは綿を入れる容器であり、⁽³¹⁾ 越中も主計式では調庸として綿のみを規定していることになる。

布目順郎によれば、（白）牒綿・（白）細屯綿は上質の綿で、越中国がこれらの綿を生産できたのは、越中の河川や地下水が全国的にみて良質の軟水で、しかも鉄分が少なく、精練・漂白に適していたことによると考えられる。⁽³²⁾

なお、延喜式では、内蔵式に季料として、「白綿二千屯（越中・石見各五百屯、大宰一千屯）」とみえ、越中に加えて、前記のように特殊な貢進のあり方を示す石見・大宰府の白綿に関する規定がある。

次に価格資料に目を転じれば、まず石見の調綿については、次の資料がある。

・天平宝字二年九月「坤宮官布施充当文」（一四一―五四）

石見調綿・七〇文⁽³³⁾

なお、同文書には、庸綿六五文という値も記されているが、これらはいずれも売価として設定された価格である。

大宰管内の調綿としては、

・（天平宝字四年）「造金堂所解案」（二五―三二五）

筑紫調（綿）…六七文

の資料がある。その他の国の綿の価格としては、次のような庸綿・商綿の例が知られる。

・同上文書

因幡庸（綿）…六六文

因幡商（綿）…五〇文

但馬庸（綿）…六五文

これらは、同じく売価であるが、庸綿は調綿よりも一屯の重量が重いことなどを考慮すべきであろう。

因に、産地を記さないものとしては、

・同上文書（一六一三〇〇）

調綿…五七文

があり、この調綿の価格はやや安価であるが、購入価格である。

このほか、調綿価格として知られるのは、越中のものである。それは二部大般若経書写に関わるもので、天平宝字六年一二月に節部省より用度綿が納入されて、それを売却して経費にあてていたことが知られている。すなわち、「雑物収納帳」の一二月一九日条に調綿一〇九九七屯がみえ、「越中」と注されている（五一三〇〇）。同月三〇日にも五〇四三屯が記され（五一三〇五）、合わせた額一六〇四〇屯には「越小屯」との記載がみられる（一六一七二）。これらの売却価格は、一屯につき最低六〇文から最高七二文まで段階があったようで、写経所では最低目標額を六五文に設定していたが、難波ではこの価格は高値であったらしく、売却にはかなりの困難を伴ったらしい。³⁴⁾他国産の

ものの同時期の価格は不明であり、この越中調綿の価格レベルの高低は判断が難しいが、「小屯」とあるのを、一屯 \equiv 三兩一分二銖の「細屯綿」（延喜主計式上）とすれば、一屯の重さが一般の調綿の四兩より少なく設定された高級品であったと考えられ、³⁵⁾同一重量では一般の調綿より割高であったかもしれない。

以上より、正倉院文書に残る価格資料では、同時期で比較できる資料に恵まれないので確言はできないが、貢納の特殊なあり方を示す大宰管内（筑紫）、石見、越中などについて、史料に現れた限りでは、やや高価であった可能性が指摘できる。

最後に綿のもつ貨幣的機能にふれておきたい。全国的にみれば、綿は上記の越中・石見をはじめとして、西海道・日本海沿岸諸国の輸納品としての特色がみられ、これは現物貨幣の地域性と関係して考えられている。すなわち、吉川真司によれば、庸の品目は各地域の現物貨幣を示すという三上喜孝の考え方を参照して、東国・畿内は「布経済圏」、西海道・日本海沿岸は「綿経済圏」とする。後者は綿が弥生時代以来輸出品として重視されたからこそ、それに貨幣的機能が附着し、それに伴って「綿経済圏」が形作られたと考えられている。³⁷⁾

これを先の布の考察と合わせて考えれば、布や綿は地域的分業とも称すべき体制がとられていたことが知られる。それは地理的・自然環境的な条件、及び歴史的条件に規定されたものであるが、庸として指定される際に国家によって上から意図的に設定された面があったかもしれない。そのような広く流通する普通の品とは別に、布では上総・安房、綿では越中など、高級品を産出する地域が特に指定されており、

二重構造がとられた点が律令国家の収取構造を考える上で重要と思われる。普通の品とは別に高級品が特定の国を指定して出されるのは、調として収取された美濃（広）絶・絹、長幡部絶、参河白絶なども同様である。これらのなかには、神への供物や天皇の供御物、朝廷の下賜品などに用いられる場合がある点でも共通性が見出される。

(二) 海産物

渋沢敬三によれば、延喜式にみえる各祭を通じて水産神饌として基本的なものは、塩・鰻・堅魚・腊・海藻（ワカメ）の五品目であるという。⁽³⁸⁾ このなかで、鰻・堅魚・塩は特定の国との関係に特徴がみられるという点で、前節で取り上げた繊維製品と対比しうる。そこで次に、これらの物品について産物と産地との関係について取り上げることにした。

(1) 鰻

鰻（鮑・鮑）は、潜水漁法による採取が行われ、のちの時代も含めて海女・海夫（海士）による漁業が行われている地域と重なり、加工・保存方法などによる名称が非常に多様であることは、その食料品としての利用範囲の広さを示している。地（域）名を冠する鰻としては、延喜式では、東鰻、隠岐鰻が多数みえ、耽羅鰻が主計式（上）の輸納物に挙げられているほか、佐渡鰻（踐祚大嘗祭神御雑物、大膳職園韓神祭・平野夏祭雑給料）、安房雑鰻（内膳司供御月料）、嶋鰻（大膳職御膳神料）、志摩国御厨鮮鰻（内膳司諸国貢進御贄）、出雲鰻・長門鰻

（内膳司五月五日節料）、阿波鰻（大膳職積奠祭別供料、内膳司五月五日節料）、土佐国腸漬小鰻（内膳司毎年交易進上物）、筑紫鰻（大膳職積奠祭別供料）などがある。⁽⁴⁰⁾

延喜式では、一々の輸納国は省略するが、鰻が調・庸・中男作物・贄として輸納される規定がある一方、木簡にみえる調鰻の輸納国としては、東国では安房、西国では隠岐が他を圧している。狩野久によれば、鰻の製法に差異があり、それは生産者集団の違いを反映しているという。すなわち、安房には大伴部が比較的多く、特に安房郡に集中しているが、これは膳氏に統率された部民である。一方の隠岐には凡海部や海部がみえ、全国の海部を統括する阿曇（安曇）氏の部民である阿曇部の分布が知られる。これら膳氏、阿曇氏の領導のもとで鰻の採取・加工・貢進が行われたのである。膳氏は東海から東国に勢力をもち、阿曇氏は九州から瀬戸内、日本海、さらには紀伊半島から参河に及ぶ広範囲に力を及ぼし、大和政権下においてこれら両氏を伴造とする海産物収取体制が作り上げられた。延喜式の神饌には「東鰻」（大部分は安房の鰻）と「隠岐鰻」が頻出するが、これは神に東と西の鰻が供されることよって列島全体の支配が観念されたことを示すと解される。⁽⁴¹⁾

宮原武夫も、東鰻（安房の鰻の消費・支出段階での呼称）と隠岐鰻だけで朝廷の年間消費量の三分の二を超えることを指摘し、安房の大伴部、隠岐の海部・阿曇部の分布などから、（膳）大伴部を賜った伝承を有する膳（高橋）氏と、海部を管掌する阿曇氏の関与を想定している。また、膳（高橋）・阿曇氏が行う御膳の調理は、単なる食事で

はなく、国土の領域・領海に対する天皇の支配権を神の前で確認する儀式でもあったと評価する。⁽⁴²⁾

これら両者の研究によって、朝廷の食膳を彩る高級食品としての鰺の収取が、膳（高橋）氏―（膳）大伴部、阿曇氏―海部という、令制前の伴造―部体制を基礎に、列島全体を東西に分掌する体制として整備されたことが明らかになった。そしてその地域的な中心として、安房と隠岐があったことも重要で、特に安房大神を大膳職に御食神として祀ったとする『高橋氏文』の記載に信憑性があるとすれば、⁽⁴³⁾地域の産業を中央に取り込むにあたって、地域的な信仰を中央に取り入れることを媒介として進められるというあり方が想定でき、鰺のみに限らない収取の一般的構造を考える上で重要な示唆を与えてくれる。

このほか、鰺の輸納国として注意されるのは、志摩・阿波・紀伊である。これらは共通して、潜女を編成して鰺を取らせる体制が記されていることが注目される。志摩国については、弘仁主税式・延喜主税式（上）では伊勢国（天平六年「尾張国正税帳」首部記載にみられる「潜女」〔一一六〇七〕を志摩のものともみれば尾張国も）の正税を財源として潜女を役する形で御贄の貢進が行われていたが、それを示すと考えられるのが、鰺を中心として品目（とその数量）のみを記した「志摩〇五一B荷札」とする見解が出されている。⁽⁴⁴⁾なお、彌永貞三によれば、志摩国の潜女の糧料や賃金にあたる衣服料などの総額は国司の公廩を上回り、国庫に貯蔵された粳穀の六割に達するという。これによって行われた志摩国における贄の貢進は、中央政府ないし宮廷が直接現地を支配運営したのではなく、国司の支配と国衙の機構によって

おり、それは志摩国造の贄貢進の伝統の上に成り立っていたと考えられている。⁽⁴⁵⁾

一方、紀伊国・阿波国については、『儀式』卷四踐祚大嘗祭儀（下）によれば、潜女に正税から食料を支給し、幣帛や潜女の所用物等も支出して鰺などを採らせることが記されている。これは「国所」⁽⁴⁶⁾「造備」とされ、国衙のもとで編成されたものであるが、前記志摩国と同様、紀伊国造・阿波（粟）国造のもとでの編成のあり方を受け継いでいる可能性がある。

以上のように、志摩・紀伊・阿波など、都に比較的近い臨海国では、潜女を直接編成して鰺をはじめとする魚介類を採取する方式が知られるが、先に指摘した伴造―部による収取とともに、律令制的収取の前提として留意しておきたい。

(2) 堅魚と塩

○堅魚

延喜主計式で堅魚を調・庸・中男作物として出す国は、志摩・駿河・伊豆・相模・安房・紀伊・阿波・土佐・豊後・日向など、太平洋側の諸国である。木簡では、駿河と伊豆が圧倒的に多い。この堅魚の貢進の前身についても、膳氏のもとでの（膳）大伴部の伴造―部支配が想定されている。亀谷弘明は、在地神ミシマ神への二へであった堅魚が、膳臣と膳大伴部の伴造―部関係により律令制以前に中央への二へと変わり、さらに天武朝以降に調となり、国家的祭祀の神饌となったとする。⁽⁴⁶⁾仁藤敦史も、令制前、膳臣―膳大伴部の関係による粒選りな荒

堅魚貢進が行われており、安閑二年紀にみえる稚贄屯倉を經由して「東国の調」の一種として貢納されたと推定する。⁽⁴⁷⁾

カツオは中央への貢進形態としては一般に乾物の形で堅魚または鹿(荒)堅魚として、また煮堅魚、堅魚煮(汁)の形で貢納される。仁藤は、大量の規格化された堅魚製品が七世紀末から生産され始めたことと伊豆国分立との間に密接な関係を見、埴形土器⁽⁴⁸⁾の使用を強制するような強力な技術指導を想定する。その背景として、律令祭祀成立に伴う班幣制度や官人給食体制の整備により、保存がきく堅魚加工品が大量に必要なことが考えられる。その一方で魚類を媒介とした君臣関係の儀礼性から、少量好味の贄も必要とされたという。⁽⁴⁹⁾

このように、伊豆(及び駿河)の堅魚の貢進の歴史的前提として、膳氏と(膳)大伴部の食物貢進体制の存在が考えられている。そして、律令国家成立に伴う宮都における大量需要が想定され、宮都への長距離の移動・長時間の保存に耐える形で貢納が在地に強制されたことが重要である。これらの点は、次に述べる塩の生産・貢納とも対比して考える必要がある。

○塩

塩は米とともに人間の活動に不可欠な基盤をなす物資であり、延喜主計式では、伊勢・尾張・参河・若狭・播磨・備前・備中・備後・安芸・周防・紀伊・淡路・讃岐・伊予・筑前・肥前・肥後・薩摩など、多くの沿海諸国からの貢納物として規定されている。産地の地名を冠するものとしては「生地塩」(尾張)、「淡路塩」(「紀伊塩」)等があるが、

上記以外の国でも製塩が行われていたことは、他の文献史料や製塩土器などから知られている。木簡では、尾張・備前・周防・紀伊・淡路・讃岐などが比較的多くみつかっているが、若狭が群を抜いて多いことは周知のとおりである。

この若狭国の塩生産の歴史的前提とその後の展開については狩野久の研究が重要である。すなわち、『高橋氏文』逸文(『政事要略』卷二六年中行事・新嘗祭所引)では、「和(加)佐の国」(若狭国)は六麿命の子孫等の「遠世の国家とせよと定めて授け賜いてき」とされ、『先代旧事本紀』国造本紀では若狭国造の祖は膳臣の祖佐白米命の児荒礪命とされているが、この記事に注目して、膳氏は若狭へ進出しその地の豪族との同族関係を形成したと推定されている。つまり遠敷郡の豪族が中央の伴造氏族膳臣と擬制的な同族関係をもつことによって若狭は食膳のものを調達する地域として大和朝廷と結びつきを強め、さらにミヤケが設置されて中央の官僚制的支配を受けるようになったのである。そのような歴史的前提を有する地域において、大型化した船岡式製塩土器が政治的強制によって導入されて広範に製塩を展開して宮都へ塩を供給するようになったと考えられている。⁽⁵⁰⁾

若狭の船岡式製塩土器は七世紀末〜八世紀を中心として、それを出すする遺跡数は前代より急増する。この型式の土器は前代の製塩土器から自律的に発展してきたものではなく、また他地域の製塩土器に祖形を見出すことができない独自のもので、一部の地域で使用されていた煎塩用の鉄釜の影響を受けて成立したのではないかと推測されている。その遺跡は、五〜六世紀の浜禰遺跡のような、製塩を兼ね行つて

いた漁業集落とは全く性格を異にする、專業化した大製塩場であるとされる。⁽⁵¹⁾

館野和己は、その船岡式の段階より遡って、製塩土器の画一化と量産化が進む浜瀬ⅡA式段階（五世紀後半～六世紀前半）における遠敷郡北川沿いの大型前方後円墳の出現に注目し、これが前記若狭国造の墳墓と考えられていることに注意を向けている。そして若狭国造を支配するためにミヤケが置かれ、塩をはじめとする魚介類を若狭国造に課したと推定する。⁽⁵²⁾

このように、若狭国の製塩については若狭国造とミヤケの設置を歴史的前提とし、その後律令国家の形成・成立に伴って在地の生産体制に影響が及び、大型製塩土器による量産体制がとられるに至る過程が明らかになっている。

以上、堅魚と塩は同じ海産物とはいえ、その採取・加工のあり方は大きく異なる。にも関わらず共通点として、律令制下の収取の歴史的前提に、これらについても膳氏や国造支配との関係、あるいはミヤケ制との関係が考えられている点が指摘できる。その一方で、律令国家の官都の成立による大量需要を満たすために、前記のような歴史的由来に基づいて集中的に貢納を行う国が設定され、その在地に対する強制が加わっているとみられる点が重要である。すなわち、在地の生産がそのまま中央に取り込まれるのではなく、中央からの政治的強制が在地に及ぶことよって収取が成り立つ側面もあることに注意すべきであろう。

(三) 律令制収取の諸前提―小括―

これまで繊維製品と海産物について、中央に貢納された物品と所出国との関係を中心にみてきたが、「国」という枠組み（それには郡衙機構も含まれる）が有していた意味をこれまでの考察をふまえて全体的な視点からふりかえり、律令国家の収取体制がどのようにして構築されたかについて論じてみたい。

(1) 律令制以前との関係

美濃繩、望陀布のように、国あるいは郡の名を称する産物が賦役令に調として規定されていることについて、国造制下の貢納を受け継ぐものとする大津透の説を先に紹介した。国名を称する産物はこのほかにも多数あるが、それが古く遡るかどうかわからないものが多い。そのなかにあつて、「越」「吉備」「筑紫」など、律令制下の国名とは異なる呼称を付すものに注目してみたい。「越白綿」は先にふれた平城宮木簡にみえ、吉備醃は、賦役令諸国貢献物条義解に例示されており、また『万葉集』に「吉備の酒」が詠われ（巻四―五五四）、薬料として有名であった。⁽⁵³⁾ 筑紫については、物価のところでもふれた調綿のほか、天平勝宝八歳（七五六）の「東大寺献物帳」に各種の「筑紫加理麻多箭」が記されているほか（四―一五〇）、筑紫薄紙（九―六七・三四三・三三三）、筑紫多々毛筆（一三―二七三）がみえる。これらがすべて古く遡るとは限らないが、箭の貢進に関しては、諸国貢献物条義解に「胸形箭」が挙げられており、地名の古い表記法などから考えて令制前に遡ると推測されている。このことは献物帳にみえる「阿蘇胡祿

(簾)「など郡名を称するものも同様と考えられる。⁵⁴⁾ 以上のように、特徴ある地域名を冠する貢進物には、古く遡る可能性のあるものが指摘されており、なかには国造制下に源流が求められるものがあるかもしれない。

このように、中央との関係で地方からの貢納の中核をなすものとして国造の役割が目されるが、律令調制の前提として国造による貢進を考えるのではなく、伴造―部の関係を基軸に据えて捉える見解もある。⁵⁵⁾ しかしこれらは二者択一ではなく、両者が重層的に存在するところに重要な本質があると考えられる。

繊維製品では、美濃絁と長幡部絁の関係についてみたように、美濃国造下の絹織物の生産技術が長幡部という部民制を媒介として常陸国に移植されたことが想定される。これと似た状況は、阿波の忌部、あるいは大和・伊勢の麻績氏による布生産が上総(安房)に導入されたことが指摘されていることにも認められる。

海産物でも、安房、駿河・伊豆、若狭からの貢進の由来が、伝承に記すように膳(高橋)氏あるいは膳大伴部に由来すると考えられている。一方、安房国造に大伴直氏が任じられ、若狭の国造が膳氏と同祖関係にあったこと、また、志摩国が高橋氏の支配下にあったことにもみられるように、食膳奉仕の部を従えた特定の氏族が特定の国と密接な関係をもっていたことも周知のとおりであり、特色ある食物を通しての朝廷への奉仕において、「国」という枠組みと部民制とが重層する構造がみられた点に注意しておきたい。

以上、繊維製品・海産物を通じて、国造制と伴造―部制がともに律

令調制の前提として存在することを指摘したが、それらの物品が共通して神に対する供物としての性格をもっていたことも従来から指摘されているとおりであろう。これまでふれてきたことでは、常陸の長幡部絁と長幡神社、安房の布と安房大神との関係、あるいは海産物の鯨・堅魚・塩が神饌の基本物品であったことなどにその一端が表れている。⁵⁶⁾ このようなイデオロギー的な回路も含みこんで、これまで述べてきたような在地の産業が中央と結びつけられる構造が形成されていたのである。

それでは、繊維製品・海産物という中央に貢納される物品以外ではどうであろうか。このことについて全般的に考察する準備はないが、これまで述べてきた視点との関係を窺えるものとして、やや唐突ながら、造船における船木部の役割についてふれておきたい。

『承德本古謡集』の氣比神楽歌に、

我が船は 能登の早船 鳥なれば 御坂こえて 大君に仕へまつらむ 御子たちに 仕へまつらむ おけ(日本古典文学大系『古

代歌謡集』神楽歌九六)

とあるが、笹川尚紀は、「能登の早船」にふれて、能登の船木氏・船木部による造船について論じ、能登国造による国造軍の編成に用いられたとみている。⁵⁷⁾ 他地域にも存在する船木氏・船木部という伴造―部が、国造制下の産業技術の伝播に関わっていたとすれば、地域の産業における国造制と伴造―部制との重なりという点で、本稿で述べた視点を深めることができるのではなからうか。また、鈴木景二はこの神楽歌を分析して、ヤマト王権の御食神を祀る氣比神社の祭祀を行い、

国造であったとも推定される角鹿直氏と、その一族で海部を管掌した角鹿海直氏の王権への服属儀礼を読み取っている。⁽⁵⁸⁾この指摘は、地域の産業が祭祀・儀礼とも関わりつつ中央との関係が形成されるといふあり方を考察する上で重要であろう。

このように取関関係という側面だけでなく、在地の産業と中央を結ぶ構造において、国造制や伴造―部制が果たした役割はさらに多面的に追究すべき課題であるが、最後に、その構造的特質として、列島規模での東西分業体制とでもいふべきものが令制以前に形成されていたのではないかという見通しを述べておきたい。

それは、先に鯨の貢進についてみたように、西国の隠岐の鯨が阿曇氏―海部、東国の安房の鯨が膳氏―膳大伴部という形で、列島の東西を分掌する体制がとられていたことに端的に現れている。これからみれば、部民制的支配は大王の家産制的な組織であるとともに、王権への個別的奉仕関係という面では縦割りのではあるが、地域横断的に列島の統治権とも結びつく側面を有していたと思われる。このことは先に述べたような全国規模での技術伝播において伴造―部制が果たした役割を考える上でも留意すべき視点であろう。要するに、特定の地域と結びついた国造制下の産業が王権のもとで統合される上で、伴造―部制の果たした役割を評価する必要があると思われる。

このこととの関係でふれておかなければならないのは、先に述べた現物貨幣における東国の布と日本海沿岸・西海道綿の綿というあり方も、律令制以前からの伝統を受け継いでいる可能性があることである。現物貨幣的性格が特に強い庸は仕丁などの労働力への給付物とされた

が、以前から指摘されているように、仕丁制の源流にはトモ・ベ制があり、その資養形態が受け継がれていると考えられる。⁽⁵⁹⁾仕丁の月養物が二月―七月は布、八月―十二月・正月は綿という形で分けられているのも、律令制下の給与形態に即して決められたと思われるが、あるいは伝統的な布・綿の東西分業体制のバランスも考慮されたのかも知れない。もしそうであるとすれば、これも伴造―部制下における列島規模での地域的分業体制を考える場合に参考になる。

以上述べてきたように、分野によって一律ではないであろうが、すでに令制以前に地域的な狭隘性を突破して、列島規模で産業を合理的に編成する基盤が整えられてきていることを評価しなければならず、その上にたつて律令制導入の意義について考える必要がある。

(2) 宮都の需要と貢納体制の構築

これまで述べてきたような歴史的前提の上に形成された律令制的貢納体制であるが、調庸物が在来の生産物そのものではなく、国家的需要を満たすためにさまざまな規制や強制が加えられたものであることはすでに指摘されている。⁽⁶⁰⁾海産物で言えば、安房の鯨、伊豆の堅魚、若狭の塩など、ほぼ一国規模で特定物品を集中的に貢納させるのは、先に述べたような歴史的な前提の上にたつて、律令制下の需要に応じて貢納を強制するという側面を有していた。また調庸布も、その広い織幅は中央での衣服としての消費を前提に設定されたものであった。⁽⁶¹⁾

そのような調庸の織物生産に関しては、機台のある地機によって対応したと考えられているが、その部品が出土するのは七世紀後半から

九世紀にかけての郡衙関係遺跡に多いことが指摘されている。また、機の構造のみでなく整経工程も重要で、整経に必要な認めかけと糸枠は七世紀後葉から八世紀にかけて評衙・郡衙遺跡ないしそれに近接した遺跡から出土することが多い。平織りの布・絹の製織において令の規定に対応するものは、郡衙工房などの管理の行き届く場所こそ円滑に行われたようである。⁽⁶²⁾

塩と堅魚に関しても、先に記したように、大量の宮都での需要に対応した輸納体制がしかれた。これは在地需要では必ずしも必要とされなかったレベルが求められた結果であり、このような中央の需要に應えるにあたって国・郡の機構が重要な役割を果たしたものと推定される。⁽⁶³⁾ いずれにしても在地の生産体制が基礎にあることは間違いないが、律令制的な収取に対応する機構が整えられた側面も軽視すべきではない。

一方、律令体制の成立によって構築された貢納体制において、質の面で重視しなければならないのは、繊維製品・海産物ともに、国家的大量需要に応じるための普通の品の大量収取とは別に、供御をはじめとする用途に用いられる高級品の収取の体制が整備されたことである。その場合、繊維製品では高級品も同じ調として収取された。例えば、美濃絛や望陀布のような形で、伝統を継承する形で行われる場合もあれば、綾のように、技術官人（挑文師）を派遣して新たに輸納させる形がとられた場合もあったが（後述）、いずれにしても、「調」の枠組みのなかで収取しようとする姿勢がみられる。それに対して、海産物では、国家的大量需要に応じる調雑物に対して、供御の鮮物を中

心に贄という形で分化した収納体制がとられるようになった点が異なる。

その場合、調庸物は公民制と一体のものとして、原則的に個人名によって収取されたのに対して、贄などはそれを記さないで、様々なレベルからの進上物として表されるのが一般的であった。⁽⁶⁴⁾ 繊維製品では高級品も一般の品もともに、調庸として個人名が付されて輸納されたのに対して、海産物では、供御に供する高級品などは、それとは別立ての形式がとられたのである。

調庸物はその輸納段階において、あくまで公民個人が出すものとしての理念が貫徹していたが、⁽⁶⁵⁾ そのなかで、特に繊維製品については、調や庸の基軸をなす物品として、その使用過程において価値の保存がきき、広い意味での交換財としての機能を有するところが海産物と異なる大きな特色と考えられ、これが高級品・一般品を通じて「調」という同一名目で徴収される要因となったと推察される。このことを言い換えれば、公民制と表裏一体をなす調庸の本質はやはり現物貨幣的機能を有する繊維製品の収取に表れているのではなからうか。⁽⁶⁶⁾

先述のように、調庸にあてられた織物の規格は衣服としての使用価値が考慮されたが、それが広い意味での「交換」（贈与も含む）の対象でもあったことに注意する必要がある。外国との贈答・交易関係から貴族・官人、役民に至るまでの奉仕と交換される物という性格を付せられたことが重要である。本来的な意味での交換財としては、特に労働価値基準となった庸布や外国貿易に用いられた綿に顕著であるが、前記のような広い意味でのそれは、下賜品や禄、⁽⁶⁸⁾ 布施などに用

いられた調布・純（絹）ほか、高級品にもその性格が認められるのである。

二 調庸品目変更記事からみた産業政策

前章では、特定の産物と国・郡などとの間に存在する特別の関係について考察を加え、その収取の構造的特質を抽出することを試みた。次に考えたいのは、このようにして形成された国・郡における貢納物の変更される事情を分析することから、産業政策のあり方を導き出すことができないかということである。そこでまず、大宝令から延喜式の制定に至るまでの調庸品目の変更記事を列挙して個々の事情を明らかにした上で、全般的な傾向について述べることにする。

① 『統日本紀』大宝三年（七〇三）五月己亥条

令_下紀伊国奈我・名草二郡、停_二布調_一、献_レ糸、但阿提・飯高・牟漏三郡、献_レ銀也、

紀伊国は延喜主計式（上）では、調として上糸を出すことになっており、同式の国別規定では、調として一般の糸のほかに出す特別な糸に、緋糸・縹糸・緑糸・橡糸・皂糸などの五種がみえる。これは美作の七種、備中の六種に次いで多く、尾張・出雲・安芸・阿波と同レベルである。このように延喜式規定で調糸の輸納国として一定の地位を有していたことが知られるが、その源流がこの大宝の記事に遡ることが知られる。もっともこの記事は、特定の郡の布から糸への変更を規

定したものであり、他の郡ではすでに糸が主要な輸納品であったのかもれない。

銀については、新日本古典文学大系本の補注に小葉田淳の見解を引いて、現在の三重県南牟婁郡から和歌山県東牟婁郡にかけて、江戸時代を通じて銅とともに銀・鉛などを産出したとする。他に紀伊の銀に關する古代の史料はなく、調の品目として安定性をもっていたとは考えにくい。当時の政府の鉱産資源に対する関心の高さを示していると言えよう。

② 同、和銅六年（七一三）五月癸酉条

相模・常陸・上野・武蔵・下野五国輪調、元來是布也、自_レ今以後、純・布並進、

③ 同、和銅七年正月甲申条

令_三相模・常陸・上野・武蔵・下野五国、始_レ輪_二純調_一、但欲_レ輸_レ布者、許_レ之、

これらは、いずれも当該五箇国の調が布であったのに対して、純も輸納させることを命じたものである。これは前章で述べたように、伝統的な布輸納を認めつつも、後発的な純輸納を推奨するものと思われ、養蚕の後進地帯であってもあえてそれを拡大しようとする意図を読み取ることができる。和銅七年二月辛丑条に、始めて出羽国に養蚕させたことのあるのも、同じ政策基調によるものと考えられる。このことに関してのちのことであるが、伊勢・參河・相模・近江・丹波・但馬等の国の婦女各二人を陸奥国に遣わして「養□」を教習せしめている記事

が注目される（『日本後紀』延暦一五年（七九六）一月乙未条）。国史大系本頭注等が言うように、養蚕を養蚕と推定できるとすれば、当時の産業政策として、絹織物生産技術の拡大が一貫して追及されていたことが知られる。なお、この②・③とほぼ同じ時期には、『続日本紀』和銅四年閏六月丁巳条で挑文師を諸国に派遣して、翌年七月壬午条には伊勢・尾張・参河・駿河・伊豆・近江・越前・丹波・但馬・因幡・伯耆・出雲・播磨・備前・備中・備後・安芸・紀伊・阿波・伊予・讃岐等二一国に綾・錦を織らせた記事があることがよく知られている。これは高級織物であつてむしろ産業の高度化を志向するものとして、先の東国の純と同日に論じることとはできないかもしれないが、やはり絹織物生産を拡大しようとする産業政策の一端を示すものとしてあわせて評価すべきであろう。

④同、和銅七年二月庚寅条

上総国言、去_レ京遙遠、貢調極重、請、代_二細布_一、頗省_二負担_一、其長六丈、闊二尺二寸、每_レ丁輪_二二丈_一、以_三三人_一成_レ端、許_レ之、前章で述べたように、上総は上質の布の産地で、その種類も豊富であり、特に細布の産地として有名であった。価格資料でも上総細布は望陀布と並んで一般の布よりも高価な部類に属していた。この記事は、先の②・③の純と異なり、在地の上総国側の主張に基づいていることが注意される。輸納の労力の軽減を意図したものであるが、上からの産業育成政策というよりも、従来から当地で産していた物品を活かそうという意図より出ていることを重視したい。

⑤同、養老元年（七一一）五月丁未条

令_三上総・信濃二国、始貢_二純調_一、延喜主計式では、上総の調として純二〇〇端がみえるが、信濃には純はみえない。これら諸国からの輸納は布を中心とするが、そこにあえて純の輸納を拡大させようとする政策は、②・③の延長線上にあることは容易に理解できる。

⑥同、養老六年九月庚寅条

令_三伊賀・伊勢・尾張・近江・越前・丹波・播磨・紀伊等国、始輸_二錢調_一、

調錢の貢進地域ははじめは京と畿内であり、この時に畿内周辺に拡大されたのち、九世紀にはほぼ京・畿内に限られるようになったと考えられている。⁽⁶⁹⁾平城京出土の調錢の木簡として、畿内以外では、神龜四年（七二七）伊勢（『平城宮発掘調査出土木簡概報』一四―一三頁）、天平元年（七二九）越前（『平城宮木簡』二二―二〇七九号）、同年播磨（同二〇八〇号）、天平一〇年播磨（『平城宮発掘調査出土木簡概報』三一―二九頁）、同年備前（同三一―三〇頁）などがあり、年紀不明のものに、播磨（同二二―三七頁、同三八―二二頁）、丹波（同三一―二九頁）などが知られる。伊勢・越前・丹波・播磨等はこの記事に合致するが、備前はここにみえず、のちに追加されたのであろう。いづれにしても、八世紀には畿内以外においても調を錢で納める制が行われていたことが確かめられる。これは錢貨の回収と結びつけて論じられることが多いが、畿外諸国においても、範囲と時期が限定される

ものの、繊維製品と同じく、交換価値を担う物品の収取が行われていたことも重視すべきであろう。

⑦同、神亀五年（七二八）四月辛巳条

太政官奏曰、美作国言、部内大庭・真嶋二郡、一年之内、所_レ輸庸米八百六十余斛、山川峻遠、運輸大難、人馬並疲、損費極多、望_レ請、輸_レ米之重、換_レ綿・鉄之輕、……臣等商量、並依_レ所_レ請、伏聽_レ天裁、奏可之、

延喜主計式では美作国の調に鉄がみえるが、庸は白木韓櫃のほかは綿・米で、鉄はみえない。律令制下においては、庸は労働財源としての性格上、米や綿などを優先するのが国家の方針であったようである。ここの措置はのちに改められたのではなからうか。品目変更の理由として、地元の側からの輸送の負担軽減の要求が挙げられている点では先述の④と共通する。

⑧同、天平勝宝四年（七五二）二月丙寅条

陸奥国調庸者、多賀以北諸郡、令_レ輸_レ黄金_一、其法、正丁四人一兩、以南諸郡、依_レ旧輸_レ布、

これは、新日本古典文学大系本の脚注・補注に記すように、大仏鍔金にあたって、陸奥から黄金が献上されたことを受けており、臨時の措置と推定される。このような陸奥国の採金事業は、国司によって積極的に経営されて国家の厳重な管理の下に置かれていたと推定されており、当時の国家の産業政策を如実に反映したものである。

⑨同、神護景雲二年（七六八）三月乙巳条

……山陽道使左中弁正五位下藤原朝臣雄田磨言、……又長門国豊浦・厚狭等郡、宜_レ養_レ蚕、乞_レ停_レ調銅_一、代_レ令_レ輸_レ綿、……詔並許_レ之、

調銅に関しては、大規模な官営銅山であった長門国美祢郡の長登銅山遺跡から出土した木簡に、

・「<調銅八十五斤枚三」

・「<未選

」〔長登銅山跡出土木簡〕四九頁、三七二号）

あるいは、

「<調銅百七斤枚三」〔同五〇頁、五五七号）

などと記す〇三二型式の付札木簡があり、調銅が貢進されていたことが知られる。長登銅山の木簡は郷里制施行期のものと考えられ、これらの木簡もだいたいその時期のものとするれば、上記記事の前の段階では少なくとも美祢郡では調として銅を輸していたことになる。上記記事は、豊浦・厚狭の二郡のみの措置であり、美祢郡などは依然調として銅を出していた可能性がある。そのようななかで上記二郡のみは、新日本古典文学大系本の脚注に言うように、豊浦郡の鑄銭司に両郡の銅が使用されていたので、調銅を停止したと推定される。そうであれば、郡によって銅の産出・使用状況や輸送の便宜等を考えて、調銅を出すか否かを決定したのではなからうか。これが山陽道巡察使の提言であることは上記のような現地の事情を考慮した政策であるとともに、鑄銭のような国家的事業の便宜を見据えたものであったことを示

していいよう。

⑩『日本後紀』延暦一五年(七九六)十一月庚子(二三日)条

勅、納_レ貢之本、任_二於土宜_一、物非_レ所出、民以為_レ患、今備前国、本無_二鉄_一・鉄_一、毎_レ至_二貢調_一、常買_二比国_一、自_レ今以後、宜_下停_レ貢_レ鉄、非_レ絹則糸、随_レ便令_レ輸、

『類聚三代格』では同日の太政官符として採られている。備前国が鉄・鉄の産出がなかったにもかかわらず、それが調として貢納を強制されていた事情は明らかでないが、この時、絹または糸の輸納に変えられたことを示す。平城宮木簡に「備前国赤坂郡周逆郷調鉄十口(天平十七年十月廿日)」「(平城宮木簡)一―三一―号)、「上道郡浮浪人調鉄一連」(同二―一八三四号)の荷札があり、備前国から調の鉄・鉄が貢進されていたことを示している。

この記事で注目されるのは、そのような調の貢納にあたって比国から購入していたことである。調の鉄・鉄の荷札は原則として個人名を記さず、まとまった数を郡・郷単位で輸納する形態が基本であり、貢納者から出された代物による交易などの形で荷造りされたと考えられている⁽⁷²⁾。備前国ではこれを当国内ではなく比国との間で行われたことを示す。上記の木簡がその比国交易の実例か、あるいは八世紀のある段階では実際に鉄・鉄を産する場合があったのか不明である。

なおこの時、代わって出すようになったものとして、「非_レ絹則糸」という表現が用いられていることから、絹の輸納を優先する意図が窺える。

⑪同、延暦二三年十一月壬午条

制、筑前国志麻郡、自_レ今以後、停_コ止_レ綿調_一、以_レ令_レ輸_レ鉄、
「鉄」は国史大系本などでは「錢(錢)」とされているが、天理図書館三条西家本では「鉄(鐵)」となっている⁽⁷³⁾。延喜主計式では、筑前国の調庸に鉄がみえ、志麻郡に属する糸島半島には、元岡・桑原遺跡群をはじめとする製鉄遺跡の分布が知られており、鉄が正しいと考えられる⁽⁷⁴⁾。

⑫同、延暦二四年六月丁未条

近江・丹波・丹後・但馬・播磨・美作・備前・備後・紀伊・阿波・伊予等十一国、停_レ進_二彩帛_一、依_レ旧貢_レ絹、

彩帛は、延喜主計式によれば、疋数を記して特別に輸納される調物として規定されており、ここにも見える国では、備前・備後・阿波以外は諸国の調として挙げられている。これは、延喜式の規定が延暦二四年以前のものであることも考えられるが、先の⑩備前国の調の変更が延喜主計式に反映されていることからみて(延喜式の規定が弘仁式を受け継ぐものが多いという一般的な傾向も勘案すれば)、むしろ延暦二四年の措置は一時的で、のちにこれらの大部分の諸国では彩帛輸納が復活したと考えた方がよいかもしれない。

⑬同、延暦二四年二月壬寅(七日)条

公卿奏議曰、……又備後国神石・奴可・三上・惠蘇・甲奴・世羅・三谿・三次等八郡調糸、相_コ換_レ鉄_一・鉄_一、……許_レ之、

『類聚三代格』では、「而前件八郡、僻居^二山間^一、土宜採^レ鉄、不^レ便^レ養^レ蚕、所^レ輸絹糸、営求多^レ苦、因^レ茲承前国司、屢請^レ停^二絹糸^一令^レ輸^レ鉄」とあり、以前から国司が変更を申し入れていたことがわかる。『日本三代実録』貞観七年（八六五）八月一七日条には、同じ八郡が鉄を採っていたことが記されており、連年「旱疾」により四年の間、毎年四郡の課役を復することがみえ、採鉱が産業として根づいていたことが知られる。一方、平城宮木簡には、本条に記す郡である三上郡の調鉄（『平城宮木簡』一—三—三—三五号）、神石郡の調鉄または鉄（『平城宮発掘調査出土木簡概報』一七一—一五頁）がみえるので、延暦の制は絹・糸を従来からあった鉄・鉄の貢納に統一したものと解される（訳注日本史料『延喜式』〔中〕補注一四三—一五六頁）。なお、奈良時代の備後国の調鉄の荷札には、本条にない沼隈郡のものもある（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二—三—三八頁）。

⑭ 『類聚国史』弘仁七年（八一六）八月癸丑条

勅、玄資法師、住^二備中国哲多郡^一、苦行日久、利益可^レ称、宜^三法師存生之時間、彼郡庸者、停^レ米進^レ鉄、以省^二民費^一、

これは、玄資法師生存中のみの一時的特例措置として、備中国哲多郡の庸を米でなく鉄で出すことを認めたものである。延喜主計式では備中国の庸として白木韓櫃のほかは米と鉄が挙げられているが、郡ごとに輸納品が定められていたことが知られる。なお、先に⑦で述べたように産鉄地では、輸送などの条件により、米よりも鉄の方が負担軽減になるが、政府としては庸は米で収取するのを優先したらしいこと

が、このような限定的措置に表れていると言える。

⑮ 『河海抄』卷一二所引天長八年（八三一）四月二二日太政官符⁽⁷⁶⁾

太政官符 民部省

応^三貢調^二緋繩卅疋相^二博^一橡絹^二事^一

右、被^二大納言正三位兼行左近衛大将民部卿清原真人夏野宣^一、

奉^レ勅^{（符カ）}、諸国所^レ貢調物緋多橡少、至^二于充用^一、或致^二闕乏^一、

宜^二越前国調緋而橡^一橡令^レ貢者、宜^二承知、依^レ宣施行^一、但復^レ旧

之事、待^二後府^一、

天長八年四月廿二日

この史料は南北朝時代の『源氏物語』注釈書に「天長格曰」として引用された『天長格抄』⁽⁷⁷⁾の逸文である。それによれば、諸国から貢納される調物として緋が多く橡が少ないという状況が問題とされ、越前国は緋繩をやめて橡絹で貢納させることになり、旧に復することは後の符を待てとの命令が出された。延喜主計式には、越前国の緋繩・橡絹はみえないが、緋帛二〇疋、橡帛二五疋が規定されている。緋染めから橡染めへという、ある意味で細かな変更が、太政官符によって命じられていたことが知られ、このような変更は、六国史や三代の格などに載せられていなくても、他にも行われていた可能性がある。諸国の調の輸納が、中央の需要に応じて細かな調整がなされる、意外にフレキシブルな側面を窺うことができて貴重である。

⑯ 『続日本後紀』承和二年（八三五）五月癸酉条

太政官処分、伊賀・尾張・出雲・美作・備前・備中・備後・安芸・紀伊・阿波等国、年料貢賦練糸等、宜_下減_二其色_一、令_上進_二生糸_一、この承和二年の措置は、先にみた⑫と基調を同じくするもので、諸国で特殊な加工を施す物品を省き、加工を中央で集中して行う方式に変化させようとしたのではなからうか。但し、延喜主計式では、伊賀・尾張・美作・備中・安芸・阿波の調に練糸がみえ、伊賀国の分注には「国以_二徭夫_一練染、余皆准_レ此」とあり、国衙工房で徭夫によって精練・染色することが規定されている。

⑰ 『日本三代実録』元慶元年（八七七）七月一九日条

主基卜食備中国都宇郡、年貢調物例輸歛錢、不_レ中_二大嘗会用途_一、仍以_二比郡絹_一相博貢、

主基国の備中国都宇郡の調の歛・錢⁽⁷⁸⁾が大嘗会用途にあたらず、比郡の絹と相博して進めさせたことを記している。これは他の調庸品目変更記事と性格を異にするが、特定用途にあわせて、一国内の郡の間で調の品目が調整されている例として、他の例を考える場合にも参考になると思われるので掲げた。

⑱ 同、元慶六年二月二八日条

但馬国年貢綾一疋之代、進_二生絹二疋_一、限以_二二年_一、准_二伊勢・尾張两国之例_一也、

この例について、栄原永遠男は国衙工房における綾生産の衰退と捉え、技術伝習の困難や国家財政の逼迫などにより、地方に一方向的に導

入された生産が根づかず、中央の織部司で集中生産される体制になっていったことを論じている。⁽⁷⁹⁾ 一方で、これが期限つき措置であったことなどから、必ずしも地方での高級織物生産が根づかなかつたとは言えないとする見解もある。⁽⁸⁰⁾ 因に、延喜主計式では、但馬は伊勢・尾張とともに調として綾を出すことになっている。

⑲ 同、元慶八年五月一日条

大宰府年貢綿十万吨、其内二万吨、以_レ絹相博進_レ之、彼府申請、春夏連雨、蚕養不_レ利、作綿是乏、輸貢可_レ闕、望相換進_レ之、太政官処分、依_レ請焉、

これは、天候不順による輸貢品目の一部変更であり、他の品目変更記事と性格をやや異にする。臨時的措置であったと思われるが、先にみた⑮が中央の需要による一時的変更であったのに対して、これは在地の生産事情によるものであり、いずれにしても柔軟な対応が行われていたことがわかる。

以上、品目変更記事の物品に注目すれば、鉞産物と繊維製品が多いことが知られる。後者については当時の調庸の中心をなす輸納物であることからすれば当然であるが、前者の鉞物については、のちに述べるように国家的な関心の強さが記事に表れていると言え、そのような鉞産物が繊維製品と代替関係にあったことが品目変更記事から窺える。

繊維製品のなかでは、②・③・⑤のところで述べたように、絹織物

の生産を拡大しようとする意図が一貫して認められる。このことに關して大津透も、繊維製品について、より高級な種類の納入が求められていたことを指摘している。⁽⁸¹⁾ 絨と絹については、奈良時代の例と延喜式規定とを比べると、絨から絹へ変化している国が多くにのぼることなどから、⁽⁸²⁾ 生産と消費の中心が、大勢として絨から絹へと変化したことが考えられる。国家的需要に応じて、当初は絨生産の拡大が中心であったが、高級織物も含めて、蚕糸織物の生産基盤の整備が目指されたのではなからうか。

一方で、九世紀に入ると、彩帛⁽¹²⁾や練糸⁽¹⁶⁾、綾⁽¹⁸⁾のよ
うな特別な加工や技術を要する製品を地方に課さない方向が現れてい
ることもあわせて注意したい。但し、先に記したように、延喜式規定
との關係に問題が残り、変更が一時的であったことも考慮する必要が
ある。したがってこれらの記事から在地での高級品生産が衰退したか
どうかは意見が分かれるであろう。しかし、いずれにしてもこれらの
記事から読み取るべきは、現地の事情と中央での生産や消費を考慮し
ながら、諸国の生産・加工のあり方に介入する政府の姿勢である。そ
の点で、⁽¹⁵⁾で示されている、越前国における緋絨から椶絹への一時的
変更とも通じる側面をもつものと評価できよう。

金⁽⁸⁾・銀⁽¹⁾・銅⁽⁹⁾・鉄⁽⁷⁾・⁽¹⁰⁾・⁽¹¹⁾・⁽¹³⁾・⁽¹⁴⁾・⁽¹⁷⁾など
の鉱産資源については、貨幣鑄造その他の国家的需要に対応して、そ
れに対する政府の関心のあり方を反映していると言える。銅を中心と
する鉱産資源については、在地の銅工集団と中央との結びつきを示す
史料があって、政府は地方の鉱物資源の情報に積極的に対応してお

り、⁽⁸³⁾ 調の品目変更もそのような政府の姿勢と軌を一にするものである。
ただ、鉄については、調と庸ではやや重点の置き方が違うようにも
思われる。例数が少ないので確言はできないが、⁽⁷⁾・⁽¹⁴⁾で述べたよう
に、産鉄地でも、庸の収取では、どちらかと言えば、鉄よりも米など
を優先したようで、これは庸の労働財源としての性格に由来するの
かもしれない。

変更の意図という点では、いずれの変更も中央政府側の意図と在地
の側の意図とが結びついて行われたものであるが、どちらが主体的か
によつて分かれる。政府側によつて主体的になされたものが、生産の
拡大を意図したものであったり⁽²⁾・⁽³⁾、中央での需要のあり方に
対応したもの⁽¹⁵⁾であるのに対して、在地側から出された要望が、
輸納などの便宜も考慮して、当地の生産の実態をふまえて在来の産物
を活かす方向で申し出られていること⁽⁴⁾・⁽⁷⁾がわかる。国史の記
事が中央の主体的判断であるように記されているような場合でも、実
際には国司からの申請をもとにしていたことがわかる例があるので
⁽¹³⁾、勅のように中央の意志を示す形式で示されている⁽¹⁰⁾のような例
でも、在地の申請をふまえて出された可能性がある。

変更の単位としては、一国単位の場合⁽²⁾・⁽³⁾・⁽⁴⁾・⁽⁵⁾・⁽⁶⁾・⁽¹⁰⁾・⁽¹²⁾・
⁽¹⁵⁾・⁽¹⁶⁾・⁽¹⁸⁾と、特定の郡を指定して行われる場合⁽¹⁾・⁽⁷⁾・⁽⁸⁾・⁽⁹⁾・
⁽¹¹⁾・⁽¹³⁾・⁽¹⁴⁾・⁽¹⁷⁾がある。後者のうち、⁽⁹⁾・⁽¹⁷⁾のところ
で述べたように、一国内の郡の間で品目の調整が行われたと思われ
る例がある。このようなことは、史料には現れないが、他にも存在
すると考えられる。このことと関連して想起されるのは、注⁽⁵⁾に記
した遠江国山香郡

という新たに建てられた郡の調庸品目が延喜主計式の国別規定に特に注記されている例である。同規定で、このように郡の所出物を特に挙げるのは、他に、長門国大津・阿武郡の浮浪人の調を銅・鉛の採掘料にあてること、及び讃岐国阿野郡が熬塩を出すことなどにみられるが、異例に属する。これらが特に注記された理由は明らかでないが、いずれにしても、調庸が大きくは「国」を単位として枠組みが設定されつつ、実際の運用の面では、国のなかの郡単位に調整される場合があったことが、当時の産業構造における国・郡の位置づけを考える場合重要であろう。

最後に、品目変更記事が比較的少ないことに関して、調の品目の固定性に注目し、国造制下の貢納から律令制下に受け継がれた、地域特産物の一方的貢納制こそ調制の最大の特徴とされ、このような調の本質は延喜式まで基本的に変わらなかつたとする見解が出されている。⁽⁸⁴⁾確かにそういう解釈も可能であるが、史料が少なくても、変更記事のなかに政府の意図を読み取る試みもなされてよいと思われる。以上考察してきたことによると、当時の政府は中央の需要と在地の産業との間にたつて両者を結ぶ視点をそれなりに有しており、そこに産業政策の一端が現れている面も無視できないであろう。このことは前章で示したように、律令制下の収取が以前の部民制・国造制下の収取を色濃く受け継ぐ一方で、中央での需要に規定されて在地の生産に介入する側面も有していたこととあわせて評価すべきであり、中央政府は在地から貢納してきた物を一方的に受け取るだけの存在ではなかつたと考えられる。

むずびにかえて

本稿では、律令制の産業構造や産業政策を考えるための手がかりを得るために、中央への貢納物が収取される構造を令制以前に遡って考察を加えた。取り上げた物品はごく一部に偏っているが、なるべく全体像を描くことに努めたつもりである。ただ、大きな問題は、最初に述べたように、この方法では中央との関係をもたない産業が捨象されてしまう点である。これについては、文献史料に残りにくいモノを扱う考古学が有効であるが、それによる全般的な考察については言及できなかった。この点で、考古学から律令国家の産業政策を広い視野から論じたものとして、宇野隆夫と菱田哲郎の研究が重要である。宇野によれば、生産体制の地域的な相違は、中央豪族と地方豪族の力関係や生産体制の発達度の違いから生じるのではなく、列島規模での国土利用計画の政策の結果によるものとされる。そして律令制の特質として、生産の結果としての製品の収取や徴税に力点を置くのではなく、生産の条件整備段階から強く関与して各種産業を育成しようとするものであったことが指摘されている。⁽⁸⁵⁾菱田によれば、七世紀後半の官衙成立の時期にみられる手工業生産の変化として、鉄と須恵器が複合された手工業センターを設ける動きや、織物生産で明らかにされている製糸工程と製織工程の高度な分業が行われるようになる動きなどがあり、手工業生産の再編が官衙の創出と対応するものとして捉えられ⁽⁸⁶⁾る。

これらの指摘と本稿で明らかにしたこととの関係をどのように考え

ればよいかは今後の課題であるが、律令制下の産業が、国・郡という中央集権的領域・組織の形成とともに、大なり小なり国家の政策的意図の影響を受けていたことは確実であろう。これまでの文献史学の研究では、どちらかと言えば律令制以前からの連続性に注目が集まり、上記のような側面からの考察は比較的手薄であったように感じられる。もちろん本稿でも述べたように連続性の側面は重要であるが、それが政策的意図のもとに編成される側面もあわせて考えることによつてその意義がより鮮明になるのではなからうか。本稿では両側面の連関を明らかにすることは不十分に終わったが、各地の産業の展開における政策的意図を読み取り、それらが構造的にどのように結びついていたかを明らかにすることは、今後も文献・考古の両面から進められねばならないであろう。

〔注〕

- (1) 繊維製品価格全体を扱った先行研究として、布目順郎「奈良時代の蚕糸業に関して(Ⅱ)繭糸製品の価格」(『布目順郎著作集』二、桂書房、一九九九年、初出一九五七年)があり、後述する細布や望陀布が高価であることなど、品種による価格の一般的な傾向も指摘されているが、本稿では国別の要素も考慮して個々の史料に即して考察したい。
- (2) 一端の規格は、延喜主計式(上)によれば、調布と細布は長さ四丈二尺・広さ二尺四寸であるのに対して、望陀布は長さ四丈二尺・広さ二尺八寸でやや幅が広い。一般に、これらの規格は、

養老元年(七一七)一二月二日格制(『令集解』賦役令調絹絁条古記所引)に遡ると考えられている。

- (3) 一疋の規格は、延喜主計式(上)によれば、長さ六丈・広さ一尺九寸であり、この規格は養老三年五月二三日の制(『続日本紀』)に遡ると考えられている。

- (4) 一屯の規格は、延喜主計式(上)によれば、調綿は大四両、庸綿は大五両二分(西海道は五両)であるが、基本的にはこれらは奈良時代に遡り、調綿は小一二両、庸綿は小一六両で計算されていたと考えられる(木本秀樹「綿の数量」屯について)『越中古代社会の研究』高志書院、二〇〇二年、初出一九七八年)。

- (5) 主計式によれば、遠江国から一般に出される調は絹、庸は糸であるが、山香郡のみは、調・庸ともに布を出すことをわざわざ断っている。当郡が磐田郡より元慶五年(八八一)一〇月五日に分郡したことは、延喜民部式(上)東海道条・遠江国の国立歴史民俗博物館土御門本(訳注日本史料本底本)・享保版本(国史大系本・神道大系本底本)頭注にみえるが、それに伴う記載であると考えられる。当郡の所出物が特に注記されたのは、延喜に比較的近い時点での分郡ゆえの特殊例かもしれないが、新たに成立した郡の調庸物について、一国規模での規定と異なる場合の指定のあり方が現れていて興味深い。なお、土御門本の注記・勅物の性格については、田島公「土御門本『延喜式』覚書」(門脇禎二編『日本古代国家の展開』下、思文閣出版、一九九五年)参照。

- (6) 前掲注(5) 参照。
- (7) 以下、天平宝字二年の写経関係文書については、山本幸男『写経所文書の基礎的研究』(吉川弘文館、二〇〇二年) 第一章第一節(初出一九九三・一九九四年) 参照。文書名もそれによったものがある。
- (8) 同年一月「司并人々大般若経料銭用并所残注文案」(一四一・二二六) も参照。
- (9) 同月の「東寺写経所解案」(一四一・二九〇・四四五)、同年のものも推定される「布施可給経師等注文」(一四一・一八五・一八七) も参照。
- (10) 当文書については、福山敏男「奈良時代に於ける法華寺の造営」(『日本建築史の研究』綜芸舎、一九八〇年復刻、初出一九三二年) 参照。
- (11) 望陀布については、宮原武夫「上総の望陀布と美濃純」(『古代東国の調庸と農民』岩田書院、二〇一四年、初出一九九四年) 参照。
- (12) 当文書については、宮崎健司「光明子七七日写経をめぐる一、二の問題」(『日本古代の写経と社会』塙書房、二〇〇六年、初出一九九六年) 参照。
- (13) この部分に相当する「請用銭并売綿価解案」(一六一・一三三) では一端五六〇文とし、この方が総額と合う。なおこの文書は『大日本古文书』では「造石山院所解」とするが、吉田孝「律令時代の交易」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年、初出一九六五年) 三二二・三二四頁参照。
- (14) 布目「正倉院の織維類について」(前掲注(1) 書、初出一九七五年) 二八八・二八九頁。
- (15) 栄原「技術における地方と中央」(『奈良時代流通経済史の研究』塙書房、一九九二年、初出一九八二年)。
- (16) 布目前掲注(14) 論文二六八頁。
- (17) 参河の白緇(絹)については、西宮秀紀「古代参河国と犬頭糸・白絹」(『安城市史研究』七、二〇〇六年) を参照。
- (18) 同月の「東寺写経所解案」(一四一・二九〇・四四五) も参照。なお、この価格で実際に売却されていたことは、同月の「奉写経所庸綿等沽却銭用注文」(二四一・六二二、一〇月の「安都雄足報納銭并残銭注文」(二四一・五二) 参照。
- (19) 同年一月「司并人々大般若経料銭用并所残注文案」(一四一・二二六) も参照。
- (20) 調の長絹は延喜主計式(上) によれば長さ七丈五尺・広さ一尺九寸であり、一般の絹・緇よりも一丈五尺長い、これはいつまで遡るか不明である。備中長絹の価格は、長さの比率の上ではだいたいこの長さに比例しているようであるが、当時の規格は明らかでない。なお、絹の資料で産地を記さないものとして、ここで取り上げた時期に重なるものでは、前掲宝龜三年の「上馬養買純注文」に、「絹」(あるいは「絹純」とも書く) 一匹九五〇文の記載があり、これは同文書にみえる東純とほぼ同レベルの価格である。

- (21) 早川「古代美濃の手工業」(『日本古代の財政制度』名著刊行会、二〇〇〇年、初出一九七一年)。
- (22) 早川前掲注(21)論文。
- (23) 神調祭祀については、佐々田悠「律令国家の地方祭祀構造」(『日本史研究』五一六、二〇〇五年)参照。
- (24) 大津「律令收取制度の特質」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年、初出一九八九年)一六九頁。
- (25) 宮原前掲注(11)論文。
- (26) 佐藤「古代安房国と木簡」(『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七年、初出一九九三年)。「高橋氏文」・『古語拾遺』の伝承と鯁・布の貢納のあり方との関係については、鬼頭清明「安房国の荷札について」(『古代木簡の基礎的研究』塙書房、一九九三年、初出一九九二年)も参照。なお、南海道の阿波国でも、神に供する由加物について、延喜踐祚大嘗祭式・『儀式』卷二踐祚大嘗祭儀(上)によれば、麻殖郡(陸の産物中心)・那賀郡(海産物中心)の陸海の産物の二重構造がみられ、忌部・那賀潜女らの奉仕が規定されている。潜女については後述参照。
- (27) 亀谷「安房国の木簡と古代氏族」(『古代木簡と地域社会の研究』校倉書房、二〇一一年、初出二〇一〇年)。
- (28) 大津前掲注(24)論文一六六頁、川尻秋生「古代安房国の特質」(『古代東国史の基礎的研究』塙書房、二〇〇三年、初出一九九五年)九五頁。
- (29) 大平聡「白綿一千斤」(『古代史研究』二、一九八四年)、布目順郎「古代越中国の白牒綿について」(前掲注(1)書、初出一九九二・一九九三年)。
- (30) 『正倉院宝物銘文集成』第三編六六〜七一。東野治之「調墨書銘二題」(『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、一九七七年、初出一九七六年)。
- (31) 但し、正倉院には越中の調として狭絶がみえる(『正倉院宝物銘文集成』第三編七二)。
- (32) 布目前掲注(29)論文三七九〜三八〇頁。
- (33) 総額記載と合わないが、単価記載による。同年九月「東寺写経所解案」(一四一〜二九〇四五)に、調綿七〇文の記載があるが、この石見調綿をさすと考えられる。
- (34) 横田拓実「天平宝字六年における造東大寺司写経所の財政」(『史学雑誌』七二一九、一九六三年)。
- (35) 吉川真司「税の貢進」(平川南他編『文字と古代日本』三、吉川弘文館、二〇〇五年)三六頁。
- (36) 三上「律令国家と現物貨幣」(『日本古代の貨幣と社会』吉川弘文館、二〇〇五年、初出一九九七年)。
- (37) 吉川「古代但馬の纖維生産と流通」(『但馬史研究』二三、二〇〇〇年)。
- (38) 渋谷「延喜式内水産神饌に関する考察若干」(『祭魚洞襍考』岡書院、一九五四年、初出一九四九年)。
- (39) 佐々木虔一「古代王権と貢納」(『古代東国社会と交通』校倉書房、一九九五年、初出一九九四年)。

- (40) 鰻の名称については、矢野憲一『鮑』（法政大学出版局、一九八九年）Ⅳ―二参照。
- (41) 狩野「古代における鰻の収取について」（門脇禎二編『日本古代国家の展開』上、思文閣出版、一九九五年）。
- (42) 宮原「東鰻と隠岐鰻」（前掲注（11）書、初出二〇〇〇年）。
- (43) 川尻秋生前掲注（28）論文。
- (44) 市大樹「御食国志摩の荷札と大伴家持の作歌」（『萬葉集研究』三三、塙書房、二〇一二年）。
- (45) 彌永「古代志摩国とその糸里」（『日本古代社会経済史研究』岩波書店、一九八〇年、初出一九七五年）二八一―二八二頁。
- (46) 亀谷「伊豆国の堅魚貢進と伊豆三嶋神社」（前掲注（27）書、初出二〇〇六年）。
- (47) 仁藤「駿河・伊豆の堅魚貢進」（静岡県地域史研究会編『東海道交通史の研究』清文堂出版、一九九六年）。
- (48) 埴形土器は、沼津市藤井原遺跡で発見された九七軒の住居址のうち半分以上の五二軒の住居址から出土したほか、同市御幸町遺跡などでも検出され、堅魚を煮るのに用いられたとの見解が出されている（瀬川裕市郎「藤井原の大鉢」（『沼津市歴史民俗資料館紀要』四、一九八〇年）、瀬川裕市郎・小池裕子「煮堅魚と埴形土器・覚え書き」（『沼津市博物館紀要』一四、一九九〇年）など）。橋口尚武は、この土器の時期について、伊豆国成立の六八〇年からほどなく出現し、伊豆諸島では九世紀初めに姿を消すものとみ、分布域が地域的に限定されていることか

- ら、政治的理由で導入されたものとする（伊豆諸島からみた律令体制の地域的展開」（『考古学研究』三三―四、一九八七年）。七世紀後半に出現する埴形土器は、在地の台付甕と同じつくりであるが、比較的大容量のものを煮炊きするのに用いられ、九世紀初頭頃までの短期間に限定される点が注目される。ただ、それが中央に貢進される堅魚を煮て加工するために用いられたことは立証されているとは言い難く、なお検証を要すると考えられる。当該土器については、沼津市教育委員会の池谷信之氏・木村聡氏、京都府立大学大学院博士後期課程の野田優人氏のご教示を得た。記して感謝の意を表したい。
- (49) 仁藤前掲注（47）論文、及び「伊豆国の成立とその特殊性」（『静岡県史研究』一二、一九九六年）。
- (50) 狩野「御食国と膳氏」（『日本古代の国家と都城』（東京大学出版会、一九九〇年、初出一九七〇年）。
- (51) 『若狭大飯』（同志社大学文学部、一九六六年）一四八―一五二頁。
- (52) 館野「若狭の調と贄」（小林昌二編『古代王権と交流』三、名著出版、一九九六年）。
- (53) 森公章「耽羅方脯考」（『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文館、一九九八年、初出一九八五年）二二九―二三〇頁。
- (54) 東野治之「正倉院武器中の下野国箭刻銘について」（『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年、初出一九八〇年）。
- (55) 今津勝紀「律令調制の構造とその歴史的前提」（『日本古代の税

制と社会」塙書房、二〇一二年、初出一九九二年)。

- (56) これらのほか、律令国家祭祀と調庸の貢納との関係については、大津透「貢納と祭祀」(『古代の天皇制』岩波書店、一九九九年、初出一九九五年)を参照。

- (57) 笹川「船木氏小論」(『地方史研究』六三一―一、二〇一三年)。

- なお、特定の地名と関係する船は、ほかにも『万葉集』にみられる。「熊野」(巻六―九四四・一〇三三、巻二―三二七二)、「伊豆」(巻二〇―四三三六・四四六〇)、「松浦」(巻七―一四三、巻二―三二七三)などを冠するものがそれである。これらの地名はおそらく船の建造地、ないしその地特有の様式を示すものであろうが、『先代旧事本紀』国造本紀などにみえる国造の国に対応していることが注目される。律令制下の国名と一致する伊豆はしばらく措くとしても(伊豆国造について、仁藤敦史は令制下の新国造とみるが(「伊豆国造と伊豆国の成立」千葉歴史学会編『古代国家と東国社会』高科書店、一九九四年)、篠川賢は孝徳朝以前から存在した旧国造とする(「伊豆国造小考」佐伯有清編『日本古代中世の政治と文化』吉川弘文館、一九九七年)、熊野・松浦(末羅)という、令制国とは重ならない国造名を称する船があることは、あるいは国造制と船との歴史的関係を反映しているのかもしれない。
- (58) 鈴木「氣比神楽歌にみる古代日本海交通」(『古代文化』六二―四、二〇一一年)。
- (59) 仕丁の資養のあり方については、拙著『日本古代労働力編成の

研究』(塙書房、一九九六年)第二章(初出一九八〇・一九八四年)参照。

- (60) 狩野久「律令財政の機構」(前掲注(50)書、初出一九七六年)一八一頁。

- (61) 角山幸洋「写経事業従事者の衣料について」(『南都仏教』一五、一九六四年)、『日本染織発達史(改訂版)』(田畑書店、一九六八年)七五―七六頁。

- (62) 東村純子「考古学からみた古代日本の紡織」(六一書房、二〇一一年)九六・一三八頁(初出二〇〇九・二〇〇四年)。

- (63) 吉川真司は、布・塩の生産・徴税について、分業・代納と集団生産が行われ、郡家において法的擬制による「貢進者」が記されたとし、これが律令調制の一般的なあり方とする(前掲注(35)論文)。

- (64) このような調庸とそれ以外の輸納物の記載様式の違いのもつ意味については、拙稿「長屋王家の経済基盤と荷札木簡」(『木簡研究』二一、一九九九年)参照。

- (65) 調庸の繊維製品が、(実態は別としても)あくまで個々人が弁備すべきものとして捉えられていたことは、『続日本紀』和銅七年(七一四)二月辛卯条で、綿・糸・綿・布の調を輸す国は、調庸以外に、人ごとに糸一斤・綿二斤・布六段を儲けて、その生業の資とすることを命じた詔に表れている。

- (66) 調庸布が国家的に創出された現物貨幣として収取・再分配された意味については、今津勝紀「古代税制の「郷土所出」主義」(前

- 掲注(55) 書、初出一九九三・一九九八年) 参照。
- (67) 前掲注(59) 拙著第五章第二節参照。
- (68) 禄が天皇への奉仕に対する「君恩」としての意味をもっていたことは、吉川真司「律令官僚制の基本構造」(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年、初出一九九九年) 参照。本稿ではこれを一種の交換関係とみる。
- (69) 奈良国立文化財研究所編『平城宮木簡』二解説(真陽社、一九七五年) 八九頁。
- (70) 佐々木茂楨「陸奥国小田郡の産金とその意義」(高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六年)。
- (71) 橋本義則「銅の生産・消費の現場と木簡」(平川南他編『文字と古代日本』三、吉川弘文館、二〇〇五年) 二五四〜二五五頁。
- (72) 狩野久「律令制収奪と人民」(前掲注(50) 書、初出一九六八年) 二〇八〜二〇九頁、今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」(『古代木簡の研究』吉川弘文館、一九九八年、初出一九七八年) 八九頁。
- (73) 天理図書館善本叢書・和書之部『日本後紀』(八木書店、一九七八年)。
- (74) 福岡市教育委員会編『元岡・桑原遺跡群』四(二〇〇五年) 四頁。
- (75) 以上の点については、森明彦『日本古代貨幣制度史の研究』(塙書房、二〇一六年) 第五章四(初出二〇〇三年) 参照。
- (76) 当該史料は、『(新訂増補) 国書逸文』(国書刊行会、一九九五年、原本一九四〇年) 一七五〜一七六頁、宮城栄昌『延喜式の研究』史料篇(大修館書店、一九五五年) 六三一頁、岩橋小彌太「官曹事類と天長格抄」(『増補』上代史籍の研究) 下、吉川弘文館、一九七三年、初版一九五八年) 一七八頁などに載せられているが、天理図書館善本叢書・和書之部『河海抄(伝兼良筆本)』二(八木書店、一九八五年) 一一五〜一一六頁による。
- (77) 『天長格抄』は、『日本後紀』編纂の際に捨てることが惜しまれる史料を集めたものであり、内容別に分類されていても法典とは言えず、単行法の集合・例集とされる(川尻秋生「平安時代における格の特質」『日本古代の格と資財帳』吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九九四年、四七頁)。岩橋前掲注(76) 論文も参照。
- (78) あるいは「鐵」の誤写か。森前掲注(75) 参照。
- (79) 栄原前掲注(15) 論文。
- (80) 岩田敦子「日本古代における高級織物生産について」(『寧楽史苑』四三、一九九八年)。
- (81) 大津前掲注(24) 論文一六八頁。
- (82) 栄原前掲注(15) 論文。
- (83) 栄原前掲注(15) 論文。
- (84) 大津前掲注(24) 論文一六八〜一七一頁。
- (85) 宇野『律令社会の考古学的研究』(桂書房、一九九一年) 二五一頁。
- (86) 菱田『古代日本 国家形成の考古学』(京都大学学術出版会、二〇〇七年) 一六七頁。

〔付記〕

本稿は、日本学術振興会科学研究費・基盤研究（C）「日本古代の産業構造に関する研究」（課題番号・二六三七〇七七二）の成果の一部である。なお、資料の検索には、国立歴史民俗博物館の古代・中世都市生活史（物価）データベース、奈良文化財研究所の木簡データベースを参照した。

（二〇一六年九月二十七日受理）

（くしき よしのり 文学部歴史学科教授）